

Tempodas 利用約款（出店検討者用）

Tempodas 利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社リクルート（以下「リクルート」といいます。）が企画運営する出店検討支援サービス「Tempodas」（以下「本サービス」といいます。）のご利用にあたり、本サービスを利用するクライアントとリクルートの二者間の権利義務関係を定めるものです。

なお、本サービスはあくまで実験的なサービスであり、リクルートは、クライアントに対して何らの予告なく、本サービスの全部または一部を変更または廃止することがありますので、予めご了承ください。また、本格的なサービス展開に際しては、サービスの内容が異なる場合があります。

第 1 条 （約款の目的）

1. 本約款は、本サービスの利用におけるクライアント、リクルート間の役割と責任を明確にすることを目的とします。
2. クライアントは、本約款の内容を十分理解し、これを遵守することに同意した上で、本サービスを利用するものとします。クライアントが本サービスを利用した場合には、クライアントは、本サービスの利用開始をもって、本約款の遵守に同意したものとみなします。リクルートは、本約款に基づきクライアントに本サービスを提供するものとし、クライアントは、本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。なお、本約款に定める事項の他、リクルートが本サービスについて別途定めるマニュアル、細則、運用ルールおよび各種注意事項も本約款の一部を構成するものとします。

第 2 条（本サービスの利用申し込み）

1. クライアントは、本サービスの利用の登録を行うためには、次の各号の条件を満たす必要があります。但し、クライアントが法人の場合には第 1 号および第 2 号は適用されません。
 - (1) 満 18 歳以上であること
 - (2) 未成年である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること
 - (3) 電子メールアドレスを保有していること
 - (4) 既に本サービスの会員となっていないこと
 - (5) 本約款の全ての条項に同意すること
 - (6) 過去、現在または将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有しないこと
2. クライアントは、本サービスの仕組みおよび本サービスにより提供されるサービスの内容を理解、承諾のうえ、本約款に定める条件に従って、本サービスを利用するものとします。本サービスの内容および機能に関する詳細については、本サービスが提供される端末の画面上で、別途表示されるものとします。

3. クライアントは、本サービス利用にあたり登録した情報（以下、「クライアント情報」といいます。）に虚偽または不正確な内容が含まれないことを保証し、クライアント情報に変更が生じた場合には、直ちにリクルートに対して通知することとします。

第3条（個人情報の取扱い）

リクルートは、本サービスにおいてクライアント等の個人情報を取り扱う場合は、リクルートが別途定めるプライバシーポリシー (<https://tempodas.com/pp>) に基づき、適切にクライアント等の個人情報を取り扱うものとします。

第4条（本サービス利用契約の成立）

第2条に基づき、クライアントにより本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、リクルートの取引基準に基づく審査により、適格と判断された場合において、リクルートによる承諾の意思表示が当該申込を行ったクライアントに到達した時をもって、リクルートとクライアントの間に本サービス利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとします。

第5条（ID・パスワードの管理）

1. クライアントは、本サービスのIDおよびパスワードを自己の責任の下で適切に管理し、IDおよびパスワードの盗用等を防止する措置を自ら講じるものとします。リクルートは、IDおよびパスワードを利用して行われた本サービス上の一切の行為を、クライアント自身の行為とみなすものとします。
2. 登録されたIDおよびパスワードは、クライアントが指定した特定の個人（1名）のみが利用可能なものとします。クライアントは、登録したIDおよびパスワードについて、第三者（クライアントが指定した特定の個人を除く全ての者を指します）による利用、第三者への貸与、譲渡または相続等の行為を行ってはならないものとします。
3. クライアントは、IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により被った損害について、リクルートを一切免責するものとします。
4. クライアントは、IDおよびパスワードの盗用や第三者による使用等が判明した場合、直ちにその旨をリクルートに通知し、リクルートの指示に従うものとします。

第6条（本サービスの提供）

1. リクルートは、クライアントが不動産仲介事業者等から受領し、またはリクルートが不動産仲介事業者等からクライアントへの送付を受託した物件情報（当該物件の住所・賃料・坪数・フロア・坪単価等を指し、以下、総称して「物件情報」といいます）、物件の所在地および物件の周辺情報（最寄り駅の乗降者数、物件が所在する市区町村の人口総数、世代別人口、世帯数および人口推移、飲食店等の出店状況など）をリクルートが設定する地図上で表示する（これらの表示情報

を総称して「表示データ」といいます) ことにより、クライアントが当該物件に関する情報をより容易に把握できるようにすることを通じて、クライアントの出店検討を支援するものとします。ただし、リクルートは、表示データの正確性、真実性、最新性等については、一切保証しないものとします。

2. クライアントは、不動産仲介事業者等から受領した物件情報に関するEメール(以下、「Eメール」)を、リクルートが指定する方法により、リクルートに提供するものとします。クライアントは、自らの責任によりEメールをリクルートに提供するものとし、リクルートへのEメールの提供に関連して生じた第三者(メールの送信者を含みますが、それに限りません)からのクレーム、紛争等を自らの責任で解決するものとし、リクルートを一切免責するものとします。
3. リクルートは、クライアントがリクルートに提供したEメール、リクルートがクライアントに提供した表示データまたはクライアント情報等を、クライアントまたは個人を特定できない形に加工した上で、リクルートの裁量にて自由に利用することができるものとし、クライアントはこれを予め承諾するものとします。
4. リクルートは、クライアントから提供されたEメールおよびリクルートが不動産仲介事業者等からクライアントへの送付を受託した物件情報に関するEメールを蓄積または保存する義務を負いません。クライアントは、自らの費用と責任において、Eメールを保存するものとします。
5. リクルートは、クライアントに表示データを提供するに際してクライアントが利用している他のウェブサービスのIDおよびパスワードが必要となる場合には、クライアントに当該ウェブサービスのIDおよびパスワードの入力を求めることがあります。リクルートは、クライアントが入力した当該ウェブサービスのIDおよびパスワードを機密として保持し、クライアントへの本サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。

第7条 (本サービスの機能)

1. リクルートは、クライアントに対して、第6条第1項で定める機能に加えて、本サービスを通じて以下の各号に定める機能を提供します。
 - (1) 商圈表示機能：特定の商圈の市場規模・競合度・通行量に関する情報、近隣の各種業態の店舗情報、道路の通行量、新規開業・閉店情報および本サービスが不動産仲介事業者等から直接仕入れた優良物件情報等を、独自の画面で確認することができます。
 - (2) 独自物件配信機能：本サービスが不動産仲介事業者等から直接仕入れた物件情報を、独自の画面やメールにて確認することができます。
2. なお、クライアントおよびリクルートは、本サービスが、不動産仲介事業者や不動産管理会社等(以下あわせて「不動産仲介事業者等」といいます。)の有する物件情報を適切なクライアントに提供することを目的とするものであり、不動産仲介事業者等に媒介を依頼した物件のオーナー(以下「物件オーナー」といいます。)とクライアントとの間の契約締結をリクルートが媒介することを目的とし

た機能（物件の内覧予約の代行、不動産仲介事業者等との交渉またはクライアントからの物件に関する個別の質問や相談等への対応を含みますが、これらに限られません。）は提供しないことを確認するものとします。

第8条（成約および成約手数料）

1. 本サービスの提供の結果として、次項に定める成約があった場合、成約が成立した翌月末日までに、本条第3項に定める金額を成約手数料としてクライアントがリクルートに支払うことを、クライアントは同意します。
2. 本条第1項における「成約」とは、下記の通り定義します。
「成約」とは、クライアントと物件オーナーとの間で、不動産仲介事業者等による本サービスを通じた物件情報の提供が直接的な要因となって、物件の賃貸借契約（以下「本件取引」といいます。）が成立した場合をいいます。
3. 本条第1項における成約手数料の金額は、本件取引に関してクライアントが物件オーナーに支払う1か月分の賃料相当額とします。当該成約手数料にかかる消費税金額については、クライアントの負担とし、成約手数料とともにリクルートへ支払うものとします。
4. 成約がなされた際には、クライアントは、その成約の事実がわかる書類等の写しをリクルートに提出するものとします。
5. 本条第3項及び第4項の書類の提出を受けてリクルートが発行する成約手数料の請求書を受領したクライアントは、●営業日以内に、リクルートの指定する口座に振り込みを行う方法にて、請求書記載の金額をリクルートに支払うことに同意します。
6. クライアントと不動産仲介事業者等との間で、売買契約またはそれに類する契約が成立した場合、成約手数料についてはクライアントとリクルートとの間で別途書面にて合意するものとします。

第9条（機密保持）

クライアントは、本サービスの利用の検討または本サービスの利用にあたって知り得たリクルートの機密情報および一般に公開していない情報（本サービスに関する情報、仕組み・ノウハウ、プログラム等を含みますが、これらに限られません。）を、本サービスの利用の検討または本サービスの利用の目的でのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的であると否とを問いません。）に一切使用せず、第三者への開示・漏洩をしないものとします。

第10条（知的財産権等）

1. 本サービスにおいてリクルートが提供する文章、画像、表示データ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。）についての一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等）は、リクルートまたは当該権利を有する第三者に帰属するものとし、クライアントは、方法または形態の如何を問わず、これらをリクルートに無断で複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版その他本サービ

スの目的の範囲を超えて使用してはならないものとします。

2. リクルートは、明示または黙示を問わず、本コンテンツが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について、保証しません。

第11条（約款の変更）

1. リクルートは、本約款の変更を行うことができるものとします。
2. リクルートは、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1か月以上前にクライアントに変更内容を通知するものとします。
3. クライアントは、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の通知日より1か月以内に、書面にてリクルートに対して通知しなければなりません。
4. リクルートが前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。
5. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第12条（損害賠償義務）

リクルートは、クライアントが本サービスの利用に関連して被った損害に関して、リクルートの故意または重過失による損害であることが明らかな場合を除き、何らの責任も負わないものとします。なお、リクルートが責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ本契約に基づき支払われた本サービス利用料を上限とします。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

1. クライアントおよびリクルートは、本約款より生じた権利または義務の全部または一部を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、移転または担保に供することができません。
2. リクルートは、前項の定めにかかわらず、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業の譲渡に伴い本契約上の地位、本約款に基づく権利義務並びにクライアントの情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、クライアントは、かかる譲渡につきあらかじめ同意するものとします。なお、本項に定める事業の譲渡には、法律上の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. クライアントおよびリクルートは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する

ものとしします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. クライアントおよびリクルートは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとしします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第15条（禁止事項）

クライアントは、本サービスを利用するにあたり、以下の各号で定める行為またはそのおそれのある行為をしてはならないものとしします。

- (1) 本コンテンツをリクルートの事前の承諾なく公開、転載、転送、販売、第三者への提供その他クライアントによる出店検討の範囲を超えて使用する行為
- (2) リクルートまたは第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、名誉等の権利を侵害する行為
- (3) リクルートまたは第三者を差別または誹謗中傷する行為
- (4) 本サービスの提供のためのシステムへの不正アクセス等、本サービスの運営を妨げる行為
- (5) 本サービスに無関係な情報をリクルートに送付する行為
- (6) リクルートまたは第三者の信用を損なう行為
- (7) 他人になりすまして、本サービスを利用する行為（クライアントが指定した特定の個人以外の者のために発行されたID、パスワードを利用し、または利用させる行為を含みますが、これらに限られません。）
- (8) 法令、公序良俗若しくは本約款に違反する行為
- (9) リクルートの承認した以外の方法により、本サービスを利用する行為
- (10) リクルートまたは第三者に対する迷惑行為
- (11) その他リクルートが不適切と判断する行為

第16条（クライアントの報告義務）

クライアントは、リクルートに対して、物件情報に基づいてクライアントが物件の内覧を行った日程および成約に至った日程を報告するものとします。

第17条（本サービスの変更、停止または廃止）

1. リクルートは、以下の各号に掲げる場合、本サービスの全部または一部を、クライアントへの予告なく停止することができ、これに起因してクライアントまたは第三者に損害が発生した場合、リクルートは、賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 定期的または緊急に、本サービスの提供のためのシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (4) 本サービスの提供のためのシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (5) 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (6) その他リクルートが止むを得ないと判断した場合
2. リクルートは、本サービスの全部または一部を、クライアントへの予告なく、変更または廃止することができ、これに起因してクライアントまたは第三者に損害が発生した場合であっても、リクルートは、賠償責任を負わないものとします。

第18条（契約期間・解除・退会）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日より1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までにリクルートまたはクライアントから書面または電子メールによる解約の申し出がないときは、本契約は同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。
2. リクルートは、クライアントが次の各号のいずれかに該当するときには、何ら事前の催告を要することなく、クライアントに対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除または本サービスの一定期間の利用の停止、その他リクルートとの全部または一部の取引を終了することができるものとします。また、クライアントは、次の各号のいずれかに該当するときには、当然に期限の利益を喪失し、リクルートに対して負う債務の残額を直ちに弁済するものとします。
 - (1) 本サービスの利用料の支払に不履行または遅延があったとき
 - (2) 本約款の規定に違反したとき
 - (3) リクルートの信用を傷つけたとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清

算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき

- (5) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払不能または債務超過となったとき
- (6) 営業・事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
- (7) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (8) 信用に不安が生じたとき
- (9) 営業を廃止したとき、または清算にはいったとき
- (10) 法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったとき
- (11) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
- (12) 第14条の確約に反することが明らかになったとき

第19条 (リクルートの免責等)

- 1. リクルートは、本サービスおよび本コンテンツについて、目的適合性、正確性、最新性、完全性、有用性等いかなる事項についても保証いたしません。
- 2. リクルートは、クライアントによる本サービスの利用の内容に関連して発生するクライアントと第三者との間でのクレーム、紛争等について一切責任を負いません。クライアントは、自らの費用と責任においてかかるクレーム、紛争等を解決し、リクルートを一切免責するものとします。
- 3. リクルートは、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下、表示データの画質または精度の悪化、その他障害等に起因して発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。
- 4. リクルートは、クライアントが第14条、第15条、第16条、第18条第2項のいずれかに該当する場合、本サービスの利用停止、損害賠償請求等、当該クライアントの行為の防止に必要な措置（法的措置を含みます。）をとることができるものとし、それに起因してクライアントに発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。

第20条 (本約款およびその他の約款等の有効性)

- 1. 本約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断されても、本約款のその他の規定は有効とします。
- 2. 本約款の全部または一部の規定が、あるクライアントとの関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款はその他のクライアントとの関係では有効とします。

第21条 (留意事項)

クライアントは、本サービスが本格展開に向けた検討の目的を併せもつものであることを予め了承した上で、本サービスを利用するものとします。なお、本格的なサービス展開に際しては、サービスの内容が異なる場合があります。また、本サービスは事前の予告なく終了する場合があります。

第22条（準拠法および合意管轄）

本約款、本契約は日本法を準拠法とし、本約款または本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（協議解決）

クライアントおよびリクルートは、本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、協議の上で円満に解決するものとします。

第24条（クライアント情報の第三者への提供）

リクルートは、クライアントを特定できない形に加工したクライアント情報を一覧化し、本サービスに登録した閉店を検討する事業者（以下「閉店検討者」といいます。）に対して提供することができるものとし、クライアントはあらかじめこれを承諾するものとします。また、クライアントと閉店検討者の承諾があった場合、リクルートは、閉店検討者に対して、クライアントを紹介することができるものとします。

Tempodas利用約款（不動産仲介事業者用）

Tempodas利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社リクルート（以下「リクルート」といいます。）が企画運営する、不動産物件を賃借して店舗を営業することを希望する者（以下、「出店検討者」といいます）への出店検討支援サービス「Tempodas」（以下「本サービス」といいます。）のご利用にあたり、本サービスを利用する不動産仲介事業者等（以下「クライアント」といいます）とリクルートの二者間の権利義務関係を定めるものです。

なお、本サービスはあくまで実験的なサービスであり、リクルートは、クライアントに対して何らの予告なく、本サービスの全部または一部を変更または廃止することがありますので、予めご了承ください。また、本格的なサービス展開に際しては、サービスの内容が異なる場合があります。

第1条（約款の目的）

1. 本約款は、本サービスの利用におけるクライアント、リクルート間の役割と責任を明確にすることを目的とします。
2. クライアントは、本約款の内容を十分理解し、これを遵守することに同意した上で、本サービスを利用するものとします。クライアントが本サービスを利用した場合には、クライアントは、本サービスの利用開始をもって、本約款の遵守に同意したものとみなします。リクルートは、本約款に基づきクライアントに本サービスを提供するものとし、クライアントは、本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。なお、本約款に定める事項の他、リクルートが本サービスについて別途定めるマニュアル、細則、運用ルールおよび各種注意事項も本約款の一部を構成するものとします。

第2条（本サービスの利用申し込み）

1. クライアントは、本サービスの利用の登録を行うためには、次の各号の条件を満たす必要があります。但し、クライアントが法人の場合には第1号および第2号は適用されません。
 - (1) 満18歳以上であること
 - (2) 未成年である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること
 - (3) 電子メールアドレスを保有していること
 - (4) 既に本サービスの会員となっていないこと
 - (5) 本約款の全ての条項に同意すること
 - (6) 過去、現在または将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有しないこと
2. クライアントは、本サービスの仕組みおよび本サービスにより提供されるサービスの内容を理解、承諾のうえ、本約款に定める条件に従って、本サービスを利用

するものとし、本サービスの内容および機能に関する詳細については、本サービスが提供される端末の画面上で、別途表示されるものとし、

3. クライアントは、本サービス利用にあたり登録した情報（以下、「クライアント情報」といいます）に虚偽または不正確な内容が含まれないことを保証し、クライアント情報に変更が生じた場合には、直ちにリクルートに対して通知することとし、

第3条（個人情報の取扱い）

リクルートは、本サービスにおいてクライアント等の個人情報を取り扱う場合は、リクルートが別途定めるプライバシーポリシー (<https://tempodas.com/pp>) に基づき、適切にクライアント等の個人情報を取り扱うものとし、

第4条（本サービス利用契約の成立）

第2条に基づき、クライアントにより本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、リクルートの取引基準に基づく審査により、適格と判断された場合において、リクルートによる承諾の意思表示が当該申込を行ったクライアントに到達した時をもって、リクルートとクライアントの間に本サービス利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとし、

第5条（ID・パスワードの管理）

1. クライアントは、本サービスのIDおよびパスワードを自己の責任の下で適切に管理し、IDおよびパスワードの盗用等を防止する措置を自ら講じるものとし、
リクルートは、IDおよびパスワードを利用して行われた本サービス上の一切の行為を、クライアント自身の行為とみなすものとし、
2. 登録されたIDおよびパスワードは、クライアントが指定した特定の個人（1名）のみが利用可能なものとし、クライアントは、登録したIDおよびパスワードについて、第三者（クライアントが指定した特定の個人を除く全ての者を指します）による利用、第三者への貸与、譲渡または相続等の行為を行ってはならないものとし、
3. クライアントは、IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により被った損害について、リクルートを一切免責するものとし、
4. クライアントは、IDおよびパスワードの盗用や第三者による使用等が判明した場合、直ちにその旨をリクルートに通知し、リクルートの指示に従うものとし、

第6条（本サービスの提供）

1. リクルートは、クライアントがリクルートに提供した物件情報（当該物件の住所・賃料・坪数・フロア・坪単価等を指し、以下、総称して「物件情報」といいます）について、クライアントが指定した出店検討者またはリクルートが物件情報の提供先として適切だと判断した出店検討者に対して、物件情報および物件の

所在地、物件の周辺情報（最寄り駅の乗降者数、物件が所在する市区町村の人口総数、世代別人口、世帯数および人口推移、飲食店等の出店状況など）をリクルートが設定する地図上で表示し（この表示情報を総称して「表示データ」といいます）、出店検討者に対して物件情報をメールにて配信することを受託します。それにより、リクルートは、出店検討者が当該物件に関する情報をより容易に把握できるようにすることを通じて、出店検討者によるクライアントが仲介する物件への出店検討を支援するものとします。なお、リクルートは、クライアントに対して物件の所在地の表示および物件の周辺情報の正確性、真実性、最新性等を保証するものではありません。

2. クライアントは、出店検討者に送付する物件情報に関するEメールまたは本サービス内にクライアントが登録するPDFファイル（以下、総称して「Eメール等」といいます）を、リクルートが指定する方法により、リクルートに提供するものとします。クライアントは、自らの責任により物件情報の提供先、物件情報の正確性、真実性、最新性等を確認したうえで、Eメール等をリクルートに提供するものとします。クライアントは、クライアントが指定した物件情報の提供先、物件情報の内容または出店検討者への物件情報の提供に関連して生じた第三者（出店検討者を含みますが、それに限りません）からのクレーム、紛争等を自らの責任で解決するものとし、リクルートを一切免責するものとします。
3. リクルートは、クライアントがリクルートに提供したEメール等、リクルートが当該Eメール等に基づき出店検討者に提供した表示データまたはクライアント情報等を、クライアントまたは個人を特定できない形に加工した上で、リクルートの裁量にて自由に利用することができるものとし、クライアントはこれを予め承諾するものとします。
4. リクルートは、クライアントから提供されたEメール等を蓄積または保存する義務を負いません。クライアントは、自らの費用と責任において、Eメール等を保存するものとします。
5. リクルートは、クライアントに表示データを提供するに際してクライアントが利用している他のウェブサービスのIDおよびパスワードが必要となる場合には、クライアントに当該ウェブサービスのIDおよびパスワードの入力を求めることがあります。リクルートは、クライアントが入力した当該ウェブサービスのIDおよびパスワードを機密として保持し、クライアントへの本サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。

第7条（本サービスの機能）

1. リクルートは、クライアントに対して、本サービスを通じて以下の各号に定める機能を提供します。
 - (3) 物件入稿機能：所有する物件を入稿することができます。
 - (4) 物件配信機能：入稿した物件を本サービスに登録した出店希望者に対して配信することができます。
 - (5) 反響レポート機能：入稿した物件の閲覧数、お気に入り登録数などの反響

をレポートとして受けることができます。

2. クライアントおよびリクルートは、本サービスが、クライアントの有する物件情報を適切な出店検討者に提供することを目的とするものであり、クライアントに媒介を依頼した物件のオーナー（以下「物件オーナー」といいます。）および出店検討者との間の契約締結をリクルートが媒介することを目的とした機能（物件の内覧予約の代行、クライアントとの交渉または出店検討者からの物件に関する個別の質問や相談等への対応を含みますが、これらに限られません。）は提供しないことを確認するものとします。

第8条（成約および成約手数料）

1. 本サービスの提供の結果として、次項に定める成約があった場合、成約が成立した翌月末日までに、本条第3項に定める金額を成約手数料としてクライアントがリクルートに支払うことを、クライアントは同意します。
2. 本条第1項における「成約」とは、下記の通り定義します。
「成約」とは、物件オーナーと出店検討者との間で、クライアントによる本サービスを通じた物件情報の提供が直接的な要因となって、物件の賃貸借契約（以下「本件取引」といいます。）が成立した場合をいいます。
3. 本条第1項における成約手数料の金額は、本件取引に関して物件オーナーが出店検討者から受領する1か月分の賃料相当額とします。当該成約手数料にかかる消費税金額については、クライアントの負担とし、成約手数料とともにリクルートへ支払うものとします。
4. 成約がなされた際には、クライアントは、その成約の事実がわかる書類等の写しを速やかにリクルートへ提出するものとします。
5. 本条第3項及び第4項の書類の提出を受けてリクルートが発行する成約手数料の請求書を受領したクライアントは、出店検討者からクライアントに本件取引に関する初月の賃料が入金されてから20営業日以内に、リクルートの指定する口座に振り込みを行う方法にて、請求書記載の金額をリクルートに支払うことに同意します。
6. 物件オーナーと出店検討者との間で売買契約またはそれに類する契約が成立した場合、成約手数料についてはクライアントとリクルートとの間で別途書面にて合意するものとします。

第9条（機密保持）

クライアントは、本サービスの利用の検討または本サービスの利用にあたって知り得たリクルートの機密情報および一般に公開していない情報（本サービスに関する情報、仕組み・ノウハウ、プログラム等を含みますが、これらに限られません。）を、本サービスの利用の検討または本サービスの利用の目的でのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的であると否とを問いません。）に一切使用せず、第三者への開示・漏洩をしないものとします。

第10条（知的財産権等）

1. 本サービスにおいてリクルートが提供する文章、画像、表示データ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。）についての一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等）は、リクルートまたは当該権利を有する第三者に帰属するものとし、クライアントは、方法または形態の如何を問わず、これらをリクルートに無断で複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版その他本サービスの目的の範囲を超えて使用してはならないものとします。
2. リクルートは、明示または黙示を問わず、本コンテンツが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について、保証しません。

第11条（約款の変更）

1. リクルートは、本約款の変更を行うことができるものとします。
2. リクルートは、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1か月以上前にクライアントに変更内容を通知するものとします。
3. クライアントは、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の通知日より1か月以内に、書面にてリクルートに対して通知しなければなりません。
4. リクルートが前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします
5. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第12条（損害賠償義務）

リクルートは、クライアントが本サービスの利用に関連して被った損害に関して、リクルートの故意または重過失による損害であることが明らかな場合を除き、何らの責任も負わないものとします。なお、リクルートが責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ本契約に基づき支払われた本サービス利用料を上限とします。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

1. クライアントおよびリクルートは、本約款より生じた権利または義務の全部または一部を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、移転または担保に供することができません。
2. リクルートは、前項の定めにかかわらず、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業の譲渡に伴い本契約上の地位、本約款に基づく権利義務並びにクライアントの情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、クライアントは、かかる譲渡につきあらかじめ同意するものとします。なお、本項に定める事業の譲渡には、法律上の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. クライアントおよびリクルートは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. クライアントおよびリクルートは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第15条（禁止事項）

クライアントは、本サービスを利用するにあたり、以下の各号で定める行為またはそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本コンテンツをリクルートの事前の承諾なく公開、転載、転送、販売、第三者への提供その他クライアントによる出店検討の範囲を超えて使用する行為
- (2) リクルートまたは第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、名誉等の権利を侵害する行為
- (3) リクルートまたは第三者を差別または誹謗中傷する行為
- (4) 本サービスの提供のためのシステムへの不正アクセス等、本サービスの運営を妨げる行為
- (5) 本サービスに無関係な情報をリクルートに送付する行為
- (6) リクルートまたは第三者の信用を損なう行為
- (7) 他人になりすまして、本サービスを利用する行為（クライアントが指定した特定の個人以外の者のために発行されたID、パスワードを利用し、または利用させる行為を含みますが、これらに限られません。）
- (8) 法令、公序良俗若しくは本約款に違反する行為
- (9) リクルートの承認した以外の方法により、本サービスを利用する行為

- (10) リクルートまたは第三者に対する迷惑行為
- (11) その他リクルートが不適切と判断する行為

第16条（クライアントの報告義務）

クライアントは、リクルートに対して、物件情報に基づいて出店検討者が物件の内覧を行った日程および成約に至った日程を速やかに報告するものとします。

第17条（本サービスの変更、停止または廃止）

1. リクルートは、以下の各号に掲げる場合、本サービスの全部または一部を、クライアントへの予告なく停止することができ、これに起因してクライアントまたは第三者に損害が発生した場合、リクルートは、賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 定期的または緊急に、本サービスの提供のためのシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (4) 本サービスの提供のためのシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (5) 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (6) その他リクルートが止むを得ないと判断した場合
2. リクルートは、本サービスの全部または一部を、クライアントへの予告なく、変更または廃止することができ、これに起因してクライアントまたは第三者に損害が発生した場合であっても、リクルートは、賠償責任を負わないものとします。

第18条（契約期間・解除・退会）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日より1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までにリクルートまたはクライアントから書面または電子メールによる解約の申し出がないときは、本契約は同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。
2. リクルートは、クライアントが次の各号のいずれかに該当するときには、何ら事前の催告を要することなく、クライアントに対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除または本サービスの一定期間の利用の停止、その他リクルートとの全部または一部の取引を終了することができるものとします。また、クライアントは、次の各号のいずれかに該当するときには、当然に期限の利益を喪失し、リクルートに対して負う債務の残額を直ちに弁済するものとします。
 - (1) 本サービスの利用料の支払に不履行または遅延があったとき

- (2) 本約款の規定に違反したとき
- (3) リクルートの信用を傷つけたとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (5) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払不能または債務超過となったとき
- (6) 営業・事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
- (7) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (8) 信用に不安が生じたとき
- (9) 営業を廃止したとき、または清算にはいったとき
- (10) 法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったとき
- (11) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
- (12) 第14条の確約に反することが明らかになったとき

第19条（リクルートの免責等）

1. リクルートは、本サービスおよび本コンテンツについて、目的適合性、正確性、最新性、完全性、有用性等いかなる事項についても保証いたしません。
2. リクルートは、クライアントによる本サービスの利用の内容に関連して発生するクライアントと第三者との間でのクレーム、紛争等について一切責任を負いません。クライアントは、自らの費用と責任においてかかるクレーム、紛争等を解決し、リクルートを一切免責するものとします。
3. リクルートは、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下、表示データの画質または精度の悪化、その他障害等に起因して発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。
4. リクルートは、クライアントが第14条、第15条、第16条または第18条のいずれかに該当する場合、本サービスの利用停止、損害賠償請求等、当該クライアントの行為の防止に必要な措置（法的措置を含みます。）をとることができるものとし、それに起因してクライアントに発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。

第20条（本約款およびその他の約款等の有効性）

1. 本約款の一部の規定が法令に基づいて無効と判断されても、本約款のその他の規定は有効とします。
2. 本約款の全部または一部の規定が、あるクライアントとの関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本約款はその他のクライアントとの関係では有効とします。

第21条（留意事項）

クライアントは、本サービスが本格展開に向けた検討の目的を併せもつものであることを予め了承した上で、本サービスを利用するものとします。なお、本格的なサービ

ス展開に際しては、サービスの内容が異なる場合があります、また、本サービスは事前の予告なく終了する場合があります。

第22条（準拠法および合意管轄）

本約款、本契約は日本法を準拠法とし、本約款または本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（協議解決）

クライアントおよびリクルートは、本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、協議の上で円満に解決するものとします。

附則

2020年3月5日 施行

2020年8月17日 改定・適用

2020年8月26日 改定・適用

2020年9月15日 改定・適用